

指導行政のポイント

“学校週5日制”の弾力的運用

菱村 幸彦

このたび、東京都教育委員会は注目すべき通知を出した。公立小・中学校における土曜授業を事実上一部解禁するという通知である。

「公開」を条件に土曜授業を容認

都教育長通知「小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について」(1月14日付)は、保護者等に公開する授業、保護者や地域住民等をゲスト・ティーチャーに招いた授業等について、月2回を限度に正規の教育課程に位置づけることができるとした。

都教委が土曜授業を容認する方針を打ち出した背景には、学校における週時程の過密化がある。例えば、各学校では学力向上等のため土曜日に補習授業を行う学校が増えている、授業時数を確保するため長期休業日を短縮せざるを得ない、週時程の過密化で生徒会活動・学校行事の準備・教育相談等の時数確保が困難になっている、新指導要領の実施に伴う授業時数増で過密な週時程を余儀なくされている等々の状況があり、市町村教委や学校から、土曜授業の容認を求める要請が強まっている。

こうした状況は東京都のみに限らない。授業時数確保の観点から、土曜授業の容認を求める動きは、他の府県でも広まっている。

この問題を最初に取り上げたのは、読売新聞であった。同社の社説(平成19年1月9日付)は、「“ゆとり”との最終決別を」と題して、教育再生会議は、この際、思い切って「土曜授業の復活」を提言すべきだと説いた。これに応えた形で、教育再生会議2次報告(平成19年6月)は、「国は、学校週5日制を基本としつつ、教育委員会、学校の裁量で、必要に応じ、土曜日に授業(発展学習、補充学習、総合的な学習の時間等)を行えるようにすること」を提言した。

これを受けて、中教審答申(平成20年1月)は、「現在でも学校においては、地域や保護者に関われた学校づくりなどの観点から、運動会や学校公開などの行事を土曜日等を授業日により実施している。これと同様に、地域と連携したり外部人材などを活用して、総合的な学習の時間の一環として課題解決型の学習や探究活動、体験活動などを行う場合には土曜日を活用することが考えられる」と述べて、土曜日に行う総合学習を教育課程に位置づけることを示唆した。

文科省も都教委方針に理解を示す

都教委通知は、総合学習だけでなく、各教科の授業についても、保護者や地域住民に関われた授業ならば、正規の教育課程に位置づけることができるとしたわけで、中教審答申の示したラインをさらに一歩踏み込んだものとなっている。

この都教委の方針について、鈴木文科副大臣は、定例の記者会見で「地域、保護者、学校の三者が一体となって、より良い学びの時間を作っていこうという趣旨と理解している」「学校教育法施行規則に齟齬しない」と述べ、肯定的なコメントを加えた。文科省は、土曜日における学習活動を正規の教育課程に位置づけることについて、これまで否定的態度をとってきたが、今回、都教委の方針に肯定的な評価を示したわけである。

もともと学校週5日制の導入に際して、公立学校についても私立学校と同様に、設置者の選択に委ねる方式も検討されたが、諸般の事情から、全国一律方式となった経緯がある。その観点からいえば、学校週5日制の運用については、できるだけ設置者の判断に委ねることが適切と考える。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●1月29日発売！ 新たな授業と評価のあり方について具体的な対策を示す！ 教育開発研究所

『学力向上を目指す授業と評価』(新学校経営相談 12ヵ月 No.3)
高階玲治【編】 B5判・190頁・定価 2,500円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)